

最終更新日：2008年9月24日

株式会社リニカル

代表取締役社長 秦野 和浩

問合せ先：管理部 TEL:06-6150-2478

証券コード:2183

<http://www.linical.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、その有している医薬品開発の技術をもって国内大手製薬会社のパートナーとして医薬品開発に貢献することにより、医薬品の分野から社会全体の期待に応え、企業価値を高めていくためには、健全性と透明性が確保された迅速な意思決定を可能にする体制の整備を進めていくことが必要であると考えております。

これにより、最重要課題であるコンプライアンスの徹底を含む内部統制の強化を図っていく所存でございます。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
秦野 和浩	2,600,000	21.10
高橋 明宏	1,350,000	10.96
三橋 正伸	1,350,000	10.96
エヌアイエフジャパンファンド投資事業有限責任組合	800,000	6.49
坂本 勲勇	760,000	6.17
高木 幸一	600,000	4.87
辻本 桂吾	500,000	4.06
高田 寛治	500,000	4.06
大阪投資育成第4号投資事業有限責任組合	400,000	3.25
河合 順	300,000	2.44

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期	3月
業種	サービス業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は、3名の監査役の全員が社外監査役である監査体制を設けており、これにより経営の監視体制は十分に機能しているものと認識しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画及び監査の実施状況の報告会等を開催し、意見交換を行い、相互に連携しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門は、内部監査への監査役の帯同、監査役会への内部監査室長のオブザーバー出席等により情報を共有し、相互に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大保 同	他の会社の出身者									
仙田 哲也	税理士				○					
渡辺 二郎	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
大保 同	——	国内大手製薬企業の常務取締役、公益法人の監事としての経験から経営に精通しており、さらに医薬品開発におけるマネジメントに精通していることから、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。
仙田 哲也	藤原株式会社監査役	税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験等当社の監査に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。
渡辺 二郎	——	医薬品開発におけるマネジメントに精通しており、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映して頂くため、就任をお願いしたものであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

特にありません。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役は、すべて現株にて当社株式を保有しているため、特にインセンティブ制度を別途には実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬(平成20年3月期)

取締役 7名 96百万円 (うち社外取締役 一百万円)

監査役 3名 13百万円 (うち社外監査役 13百万円)

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

現状では、補助スタッフは必要としておりません。今後、監査役が補助スタッフを置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上速やかに対応する旨確約を得ております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 取締役会

取締役会は、定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。

(2) 執行役員制度

また、当社は経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行にあっております。

(3) 経営会議

この他、代表取締役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、常勤監査役及び執行役員をメンバーとした経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の諸問題をタイムリーに解決する他、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況等について審議、意思疎通を図ることを目的としております。

(4) 監査役会

監査役会は、定例監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を随時開催している他、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務の適法性及び妥当性について監査を行っております。

(5) 内部監査室

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について当社各部門及び子会社を対象に監査しております。内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき監査を実施し、社長に監査報告書を提出いたします。改善事項があれば社長及び内部監査室長から被監査部門に改善の指示を行い、被監査部門は遅滞なく改善指示に対応しています。これによって、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

(6) 会計監査

会計監査業務に関しては、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について監査法人トーマツにより監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は寺田勝基、井上嘉之であります。平成20年3月期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補等3名です。

監査役、内部監査室長及び会計監査人は、情報共有及び意見交換を行い、相互に連携しております。

(7) 指名、報酬決定等

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また、役員の報酬につきましては、取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、取締役会で決定しており、監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会で決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使の便宜を図るため、株主総会の円滑運営のための準備期間も考慮し、可能な限り集中日を回避する予定です。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年2回程度、決算発表後に、代表取締役を説明者として、個人投資家向けに決算説明会を実施していく予定です。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	年4回、期末決算及び四半期決算発表後に、代表取締役を説明者として、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施していく予定です。
IR資料のホームページ掲載	なし	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等、その他適時開示資料、決算説明会資料等を掲載して行く予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	管理部にて担当しております。IR担当役員は、専務取締役管理部長CFOであります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重につ	経営理念において、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」と規

いて規定	定しております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策定	当社は、適切な手法によりできる限り適時かつ公平に情報開示を行っております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社リニカル取締役会は、会社法第362条第4項第6号に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決定しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役、使用人が法令・定款および社内規程を遵守した行動を取るための「株式会社リニカル企業行動規範」を定め、継続的な教育・指導その他必要な活動を実施・推進する。また、役員および社員は、「株式会社リニカル企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し会社に提出する。

(2) 監査役、顧問弁護士参加のもと取締役会を原則毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、法令・定款・規程に従い重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を行う。

(3) 監査役は、取締役会含め社内重要会議に参加し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

(4) 社長直轄の組織として内部監査室を設置し、監査役と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。

(5) 財務報告の信頼性と適正性の確保のための内部統制については、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」が管理部長を事務局長とする事務局を通じ対応を図る。

(6) 「社内通報マニュアル」を設け、コンプライアンスに反する行為を早期に発見・是正する体制を構築する。

(7) 当社では「株式会社リニカル企業行動規範」および「反社会的勢力対応マニュアル」に反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する旨を定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」および「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係わる情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、経営上生じうるリスクを想定の上、代表取締役社長を本部長とした対策本部の設置などにより迅速かつ適切に対応しうる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」等の社内規程によ

り、取締役の職務権限および会議体の付議基準を明確化するとともに、意思決定の効率性と妥当性を高める体制を整備する。

(2)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。迅速な意思決定のため、役員の上、書面または電磁的記録により決議を行う。

(3)経営企画室長が事務局を担当し、役付役員および常勤監査役で構成する経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項について十分な事前検討を行うことにより、意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行状況を監督する。

5. 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)関連会社に対しては、業務の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を共有し、当社とともにこれを実施する。

(2)当社および関連会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令および「監査役会規程」、「監査役監査規程」および「社内通報マニュアル」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。また、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査責任者と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効を図る。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【 参考資料：模式図 】

